

# 名古屋市農業委員会 令和3年第2回総会 議 事 録

1 開催日時 令和3年2月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時16分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第7号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第8号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第10号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第11号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第12号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第13号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第14号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況について

(4) その他

(5) 閉会

## 令和3年第2回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

		2番	成田秋義 委員
		4番	近藤正俊 委員
5番	阪野文明 委員	6番	石田正彦 委員
		8番	箕浦基伸 委員
		10番	二村利久 委員
11番	横井昭男 委員	12番	岩田公雄 委員
15番	安井勝春 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森國晃 委員		
21番	大島誠 委員	22番	伊藤正幸 委員
		24番	横井慎一 委員
25番	木村正男 委員		
27番	服部勇夫 委員		

令和3年第2回総会（令和3年2月22日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和3年第2回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和3年第2回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第7号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第14号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」までの8議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、阪野文明委員及び箕浦基伸委員の両委員をお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第7号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号3-4について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

受付番号3-4の農地につきまして、担当委員さんと事務局職員と現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が高齢のため農業経営を廃止し、本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため、本農地の取得を希望され、本件申請がなされたものです。

申請地である中川区水里二丁目の1筆の田は、耕作準備中でした。また、譲受人世帯の所有地は、全て良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくと申されております。

本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 及び 4-10 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-9 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、2 月 3 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区西福田二丁目始め 2 筆は畑で、ネギ及びタマネギが作付けされ、西福田二丁目始め 2 筆は田で、稲刈り後の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

引き続きまして、受付番号 4-10 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、2 月 3 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋四丁目始め 3 筆は田で、稲刈り後の状況で、西福田五丁目始め 2 筆は畑で、ネギ及び大根が作付けされ、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は、区画整理事業により作止め中の

3 筆以外すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

横井（慎）委員      今の港区西福田二丁目の譲り渡す人と譲り受ける人の平米が2平米違うということは、どういうことですか。

農政係長            事務局でございます。今回譲り渡ししたのが2,682平米で、もともと譲受人が経営されているのが2,680平米で、面積が似ておりますが、今回譲り受けるのが2,682平米ということでございます。それぞれ2,682平米と2,680平米を経営されているということでございます。

横井（慎）委員      2平米はどこへ行ったということですか。

農政係長            まったく別のところでございます。それぞれ2,680平米と2,682平米を持ってみえて、今回2,682平米をお渡しするものです。

横井（慎）委員      ん、一緒でしょ。ごめんなさいね、ちょっと納得できないですけど、もう一回教えてもらえます。

農政係長            今回、西福田二丁目の4筆ですけれども、すでに譲受人は、こことは違うところで2,680平米をお持ちということですが、たまたま面積が似ているのでわかりづらいかもしれませんが、

<p>横井（慎） 委員 農政係長</p>	<p>場所が違うということか。 はい、場所が違います。</p>
<p>横井（慎） 委員 議長（会長）</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。 よろしいですか。その他何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>他にないようです。それでは、第 7 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ご異議なしと認め、第 7 号議案の案件は、許可することといたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、第 8 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。</p>
<p>港農政課長</p>	<p>受付番号 4-4 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、2 月 3 日に調査した結果を報告します。</p>
<p>港農政課長</p>	<p>転用の内容は分家住宅を建設するものです。借受人は、貸出人と同居していますが、手狭になったため新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、妻の父の土地に建設することとなり申請に及んだものです。</p>
<p>港農政課長</p>	<p>申請に係る農地、港区西茶屋三丁目の 1 筆は、農用地除外が予定されており、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。</p>

申請地の現況は、畑で、キャベツが作付けされている状況でした。その周囲の状況は、北側は宅地、東側は水田、南側は揚水機場、西側は道路であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことでした。

また、茶屋新田土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特になさそうです。それでは、第 8 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                      異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 8 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 9 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-16 から 1-18 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農  
政課長

受付番号 1-16 から 1-18 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、2月3日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-16 は、天白区野並一丁目の 1 筆の農地の一部につきまして、「主たる従事者の証明願」が出されたものです。

当該箇所には、梅が栽培され、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-17 願い出の農地の、緑区水広三丁目の 2 筆には、ミカンなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-18 は、緑区神の倉四丁目の 2 筆と、同 2 筆の一部について、「主たる従事者の証明願」が出されたものです。

当該箇所一帯には、白菜やブロッコリー、キンカンなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上 3 件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-17 及び 2-18 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-17、2-18 の農地について、2月3日と4日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-17 は畑で、ネギ、ミカンが作付けしてあり、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好

に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-18 は田で、休耕中でしたが、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 9 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 9 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 10 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-42 から 1-48 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長      受付番号 1-42 から 1-48 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、2 月 3 日と 4 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-42 の緑区藤塚三丁目の 1 筆には、タマネギやキ

キャベツなどが、受付番号 1-43 の天白区池場四丁目の 1 筆には、ミカンや柿が、受付番号 1-44、緑区桶狭間巻山の 5 筆には、一体で、ミカンのほか、タマネギなどが、栽培されていました。

受付番号 1-45、名東区高針四丁目の 1 筆には、大根やニンジンなどが、受付番号 1-46、名東区勢子坊二丁目の 3 筆には、一体で、ブロッコリーやえんどう、タマネギなどが、受付番号 1-47、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆には、大根やキャベツ、白菜などが、天白区焼山二丁目の 1 筆には、キウイフルーツ、ミカン、柿などが、栽培されていました。

受付番号 1-48、緑区大高町字猪根の 1 筆には、ビワや梅、ネギなどが、同 2 筆には、一体でイチジク、ビワが、同 1 筆には、キャベツやネギなどが、同 2 筆には、一体でイチジクやビワが、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-31 から 2-34 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-31 から 2-34 の農地について、2 月 3 日と 4 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-31 は畑で、ネギ、大根、ニンジンが作付けされていました。

受付番号 2-32 の西区歌里町の 1 筆は畑で、えんどう、タマ

ネギ、小松菜が作付けされており、宝地町の1筆は蓮田で、レンコンが作付けされていました。

受付番号2-33は田で、水稻収穫済でした。

受付番号2-34は畑で、白菜、ニンジン、えんどうが作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号3-35から3-37について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号3-35から3-37の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

受付番号3-35の田は、区画整理事業のため作止め中です。

受付番号3-36の中川区助光三丁目の1筆の畑には、ブロッコリー、助光三丁目の1筆の畑には、白菜、ネギが作付けされ、良好に管理されていました。

受付番号3-37の中川法華西町四丁目の2筆の畑には、白菜、大根、ネギが作付けされ、良好に管理されていました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-34について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長	<p>受付番号 4-34 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、2月3日に調査した結果を報告します。</p> <p>証明願い出の農地、港区小賀須三丁目始め2筆は、田で、稲刈り後で、耕作準備中の状況でした。</p> <p>また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。</p> <p>以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第10号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>
委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第10号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第11号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>
東部・緑農政課長	<p>受付番号 1-7 の農地について、担当委員さんと事務局職員とで、2月3日に、現地調査した結果を報告します。</p>

受付番号 1-7 願い出の緑区水広三丁目の 1 筆は、昨年亡くなられた被相続人の妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地は、野菜の作付け準備がされ、良好に管理されていました。また、自ら耕作されていることを確認しました。

これまでも、夫の農作業の手伝いをされており、さらに長男の協力も得られるということで、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 11 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 11 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 12 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、11 ページの農用地利用集積計画案の第 13 号及び 12 ページの第 14 号について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

第 12 号議案の第 13 号及び 14 号の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

まず始めに、第 13 号の申出地は、新しい農業の担い手育成のための「ベジファーマー育成講座」の終了生が「名古屋市農地バンク制度」を利用して農地を借り受け、野菜を作付けしていきたいと希望され、所有者との間で合意に至ったため、申出がなされたものです。

現地調査の結果、申出地の中川区水里三丁目の 1 筆の畑は休耕中であることを確認しました。

担当委員及び事務局職員との面談の結果、自宅から通いやすく日当たりもよい農地であるため申出に至ったとのことです。ベジファーマー育成講座やトマト農家でのパート勤務、市民農園での野菜栽培により、様々な農業経験を積んでおります。また、耕運機の購入を検討しているとのことであり、農業に対する高い意欲が伺えることから、借り受け後も適正に管理されることが見込まれます。

今回の申出について、使用貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、引き続き農地の有

効利用につながるものと考えます。

次に、第 14 号の申出地は、申出者が「名古屋市農地バンク制度」を利用して農地を借り受け、野菜を作付けしていきたいと希望され、所有者との間で合意に至ったため、申出がなされたものです。

現地調査の結果、申出地の中川区福島一丁目の 1 筆の畑は休耕中であることを確認しました。

担当委員及び事務局職員との面談の結果、自宅や職場から近く、仕事終わりにも畑へ通いやすいため申出に至ったとのことです。農業高校で野菜栽培の実習経験をしたり、実家の畑の農作業を子供のころから手伝ったりしており、十分な農業経験を積んでおります。また、草刈り機の購入を予定しているとのことから、借り受け後も適正に管理されることが見込まれます。

今回の申出について、賃貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

安井（勝）  
委員

農地バンクから借りられたっていうことは、大変ありがたいことなんですけど、中川では農地バンクのウェブの画面を日頃から周知してみえるんですかね。

中川農政課長	<p>例えば、窓口でチラシを置くなどしております。</p> <p>それから、名古屋市のホームページに載っておりますので、そこをご覧いただいているかなと思っております。</p>
安井（勝）委員	<p>ホームページをご覧くださってということを常日頃から案内されてるってということではなくて、あくまでも借りられる方が自分で画面を開いて見られて、今回借りられたと、そういうことですか。</p>
中川農政課長	<p>そういうことです。ただ、今申し上げた紙媒体が主になりますけども、農地バンクのチラシを窓口に置くであるとか、ここにありますように、ベジファーマー育成講座等を行っております。そういった受講生の方など、様々な機会を通じて、農地バンクの制度の周知には努めているというところでございます。</p>
安井（勝）委員	<p>ありがとうございました。なかなか農地バンクのウェブの画面に登録されてても借りられる方が少ないと聞いておったものですから、今回2件とも農地バンクで借りられたということで、ちょっとお伺いした次第でございます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。その他に何かございますでしょうか。</p> <p>ないようでございます。それではここで、第12号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。10ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について  農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用</p>

土地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 12 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 12 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 13 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

この議案について審議するのは現在の体制となって初めてでございますので、概要について事務局からご説明いたします。

農政係長

本議案は、認定農業者及び認定就農者から利用権設定の申し出があったものでございます。

概要と審議のポイントについてご説明いたします。

一般的な利用権設定については、先ほどの第 12 号議案のとおり、申出者が名古屋市長あてに申出を行い、名古屋市長が申出に基づく農用地利用集積計画を定め、農業委員会は、その計画の是非について名古屋市長へ回答します。

一方、申出者が認定農業者及び認定就農者の場合は、名古屋市長あてではなく、農業委員会に対して申し出を行い、農業委員会は、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めた場合、名古屋市長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請を行います。

本議案では、認定就農者より利用権設定の申し出があったものについて、事業の実施が必要であると認め、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。

審議のポイントについては、配付資料②をご覧ください。農業委員会が審査する事項は、通常の利用権設定の場合と同様に、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

議長（会長）

ありがとうございました。

なお、本議案については案件が 5 件ありますが、そのうち、19 ページの令和 2 年度第 16 号の案件は、次の第 14 号議案に関するものであるため、第 14 号議案と一括で審議いたします。残りの令和 2 年度第 15 号及び第 17 号から第 19 号については、単独で審議いたします。

それでは、議案の 18 ページをご覧ください。令和 2 年度第 15 号及び第 17 号から第 19 号について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

第 13 号議案の第 15 号及び 17 号から 19 号の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

まず、第 15 号の申出地については、借受人が農地を借り受け、野菜を作付けしていきたいと希望され、所有者との間で合意に至ったため、申出がなされたものです。

現地調査の結果、申出地の中川区水里四丁目の 1 筆の畑は耕作準備中であることを確認しました。

また、借受人の耕作農地は、全て良好に管理されており、申出地についても、適正に管理されることが見込まれます。

今回の申出について、使用貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

次に、第 17 号については、借受人が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用して利用権の設定を受ける者として平成 30 年 5 月 1 日から 3 年間承認を受けており、今後も引き続き申出地で水稻を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申出がなされたものです。

申出地である中川区富永四丁目の 9 筆の田は、耕作準備中であり良好に管理されていたことから、借り受け後も適正に耕作されると見込まれます。

今回の申出について、賃貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

次に、第 18 号については、借受人が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用して利用権の設定を受ける者として平成 30 年 5 月 1 日から 3 年間承認を受けており、今後も引き続き申

出地で水稻を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申出がなされたものです。

申出地である中川区富永四丁目の1筆の田は、耕作準備中であり良好に管理されていたことから、借り受け後も適正に耕作されると見込まれます。

今回の申出について、賃貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

続きまして、第19号につきましても、借受人が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用して利用権の設定を受ける者として平成30年5月1日から3年間承認を受けており、今後も引き続き申出地で水稻を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申出がなされたものです。

申出地である中川区水里二丁目の1筆の田は、耕作準備中であり良好に管理されていたことから、借り受け後も適正に耕作されると見込まれます。

今回の申出について、使用貸借契約における利用権の存続期間や有益費の償還などについても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この4件の申出につきまして、利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、

何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、令和2年度第15号及び第17号から第19号についてお諮りいたします。議決の案を読み上げさせていただきますので、17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項の規定に基づき農用地について利用権の設定を受けた旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められたため、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるべきことを要請します。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第18条第3項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第13号議案について、令和2年度第16号を除いて、案のとおり要請してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第13号議案につきましては、令和2年度第16号を除いて、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。

次に、第14号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。先ほどご説明したとおり、こちらの議案は第13号議案の令和2年度第16号と合わせて審議いたします。

この議案について審議するのは現在の体制となって初めて

主査

でございますので、審議の内容とあわせて、事務局からご説明いたします。

では、議案についてご説明します。

第 13 号議案の農用地利用集積計画は 19 ページ、第 14 号議案の農用地利用集積計画は 25 ページになります。

こちらの案件は、中川区供米田地域において、地域の話し合いを通して人・農地プランを作成、そしてプランに基づき農地中間管理事業によって利用権の設定を行うというものです。

名古屋市においては、南陽地域に続き 2 例目となります。

配布資料④をご覧ください。

1 枚目の表は、農地中間管理事業の説明です。この図のように、高齢化や後継者不足などによって農作業が困難になった農家である出し手から、農地中間管理機構が農地を借り受けて、農地をまとめた形で、受け手（担い手）に貸し付けるという制度です。

事業内容は、10 月総会で審議した南陽地域の件と同じです。

裏面をご覧ください。

議案の形ですが、こちらは従来と異なります。これまでは「農地中間管理事業のながれ（従来）」にあるように、農地中間管理機構が出し手から借り受けるための「農用地利用集積計画」、農地中間管理機構から受け手に貸し出す「農用地利用配分計画」という 2 つの計画が必要でした。

しかし、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の改正により、各出し手が申し込む段階で、どの農地をどの受け手が耕作するか、地域の話し合いで決まっている、つまりマッチングされている場合、わざわざ農地の配分に関する別個の計画を立

てなくてもよくなりました。

今回は地域の話し合いでマッチングされているため、「農用地利用集積計画」のみで2つの計画の内容を網羅し、貸付を行う議案となっています。

名古屋市が作成した集積計画に対して、農業委員会の決定を経て名古屋市が計画を定めるという形は、従来と同じです。

2枚目の裏面は、人・農地プランの説明となっています。

地域の農業の将来について、アンケートと話し合いを通して計画を立てるものです。今回プランを作成した地域は、中川区富田町大字供米田及び富田町大字包里字前並の、中川区供米田地域です。配布資料③をご覧ください、地図がございます。

この地図において、左側3分の2ほどが富田町大字供米田、右3分の1ほどが富田町大字包里字前並でこのエリアが「供米田地域」です。農地面積は約2.7ヘクタールです。上の地図が、話し合いの前にアンケートを行った時点での農家の貸出意向です。貸し出したい農家が多い一方、検討中及び自作希望の方も点在していました。

話し合いの結果が下の地図です。新たな受け手に貸し出す緑で、自作を継続する方2名が水色と黄色です。耕作場所がきれいに分けられました。

配布資料③の裏面をご覧ください。貸借の仕組みについてです。

アからウにあるように、農地の出し手である地主は、一旦農地中間管理機構に農地を貸し出し、農地中間管理機構が受け手に転貸、つまり又貸しします。

この際、受け手イは農地中間管理機構から自分で農地を借り受けることを希望したのに対し、もう1名の自作者である受け手ウは受け手アから農作業委託を受ける形を希望したため、受け手ウの耕作場所も、受け手アが借り受けることとなります。

エは 13 号議案となりますが、これは、1 筆だけ存在する、受け手イが従前から小作人となっている農地です。今回の話し合いにより受け手アの耕作場所となりますが、従前からの小作権が付いた農地は農地中間管理機構が借り受けられないため、機構を通さずに受け手アに貸し出す、よって別議案となっているものです。

審議のポイントは、第 13 号議案は配布資料②の 1 枚目の裏側に、第 14 号議案は配布資料⑤にまとめてございます。ご覧のとおり、農業経営基盤強化促進法の内容にすべて適合しておりますことをご確認ください。

なお、集積目標につきましては、今回 159 筆、2.3 ヘクタールの農地の貸し借りをを行うことで、地域の農地面積のうち 85.2 パーセント、水田のうち 95.8 パーセントが機構への貸出となります。

また、賃借料につきましては、集積・集約により効率的な農作業が可能な、大字供米田にある水田については、10 アールあたり 8,000 円となっています。一方、効率的な農作業が困難な、畑や字前並の農地等は、賃料なしとなっています。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それではここで、第 14 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 14 号議案についてはただいま読み上げた案のとおり、第 13 号議案の令和 2 年度第 16 号については先ほど読み上げた 17 ページの案のとおり回答及び要請してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 14 号議案及び第 13 号議案の令和 2 年度第 16 号につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答及び要請いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 3 年 1 月 5 日から令和 3 年 2 月 1 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 7 ページにかけて、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 15 件

続いて、8 ページから 20 ページにかけて、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 33 件

続いて、21 ページから 44 ページにかけて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 71 件

続いて、45 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 2 件

続いて、46 ページから 48 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、49 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、50 ページから 51 ページにかけて、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 6 件

続いて、52 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、53 ページから 54 ページにかけて、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、55 ページですが、農地の時効取得に関する通知が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況」についてです。令和2年第12回農業委員会総会で認定した遊休農地に関して、「利用意向調査」の実施状況をそれぞれの地区農政課長から報告をいただきます。

それでは、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

東部・緑地区、番号1-1から1-14について、令和2年11月27日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告します。

1-1から1-5は、5筆で一団を形成する生産緑地で、令和元年度から遊休農地に認定しています。

1-2の所有者の夫が、生前、この一帯をブドウ園と竹林として管理しておりました。死亡後、それぞれの所有者世帯の管理となりましたが、管理不良となり現在に至っております。

1-1と1-4については、同一所有者で、いずれも「農業上の利用は困難」とのことで、除草等の最低限の管理は何とか行っていきたいとの回答でした。

1-2については、「自ら耕作する」との回答で、現在、所有者の子が状況の改善を進めようとしていますが、手つかずの状況で、具体的な改善の目途は立っておりません。

1-3と1-5については、高齢のため、耕作できず、生産緑地としての管理は困難であるとの回答でした。特定生産緑地への申請をしないとの回答もいただいております。全体に、雑草が繁茂しているような状況ですので、今後も、引き続き指導を行

ってまいります。

次に、1-6 から 1-14 についてです。

1-6 から 1-14 は、9 筆で一団を形成する生産緑地で、今年度、新たに、遊休農地に認定しております。

これら 9 筆はすべて同一所有者で、以前は、当該農地周辺の農地とともに、現所有者のご両親や親類の方とで、畑として管理されていましたが、ご両親や親類の方が他界されてからは、当該生産緑地は、作付けもなく、雑草繁茂の状態となったものです。

現所有者からの今回の回答では、果樹等を植えるなど、できれば、特定生産緑地の申請も検討したいとのことでしたが、現状は、従前のまま雑草が繁茂し、改善されていないような状況です。今後も、引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。

報告は、以上でございます。

議長（会長）

次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

西部・守山地区の 1 番は中村区の実産緑地で、平成 27 年度から遊休農地に認定しております。

10 月中に 2 度、適正管理の指導文書を発送し、その後草刈りがされているのを現認いたしました。

今後については、11 月と 1 月に自宅を訪問して面談、自分自身で耕作を行いたいという意向を確認いたしました。引続き指導を続けてまいります。

続いての 2 番以降は守山区の農地となります。

2 番、3 番、4 番は同一の所有者の実産緑地で、2 番、3 番は平成 26 年度から、4 番は平成 30 年度に遊休農地に認定しております。

これらについて、所有者が入院中で面談はかないませんでした。10月、11月に文書での指導、さらに12月に電話にて指導した際、田はオペレーターを利用、畑は農地バンクを利用することも視野に入れつつ、引き続き自分自身で耕作を行いたいという意向を確認いたしました。

長期に渡っての入院で、直ちに状況を改善することは困難であると考えられますが、引き続き指導を続けてまいります。

次の5番からは守山区東谷地区の市街化調整区域の農地でございます。

5番は平成28年度から遊休農地に認定している農地で、12月3日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございましたので、1月20日付けで機構へ通知いたしております。今後も、引き続き指導を続けてまいります。

次に6番でございますが、平成28年度から遊休農地に認定している農地でございます。

12月2日に自ら耕作するとの回答がありました。昨年度と現状は変わっておりませんので、引き続き指導を続けてまいります。

次に7番でございます。これも平成28年度から遊休農地に指定している農地でございます。

1月15日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございましたので、1月20日付けで機構へ通知いたしております。引き続き指導を続けてまいります。

次の8番も平成28年度から遊休農地に認定している農地でございます。12月28日に回答がありました。身体障害者2級の認定を受けており、車の免許も返納しているため、自ら耕作ができない状況であるとのことです。引き続き指導を続けてまいります。

次に 9 番から 14 番でございます。

これらは同一所有者で、9 番と 10 番は平成 26 年度に、11 番、12 番及び 14 番は平成 27 年度に、13 番は平成 28 年度に遊休農地と認定されております。

12 月 11 日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございましたので、1 月 20 日付けで機構へ通知いたしております。引き続き指導を続けてまいります。

次に 15 番から 26 番でございますが、これらの農地は同一の所有者で、25 番と 26 番は平成 26 年度に、15 番と 18 番から 24 番は平成 28 年度に、16 番と 17 番は平成 30 年度遊休農地に認定されております。

15 番については自ら耕作するとの意向で、他の残りの筆については農地中間管理事業を利用したいとの回答が 1 月 12 日にあり、1 月 20 日付けで機構へ通知いたしております。引き続き指導を続けてまいります。

次に、27 番と 28 番でございます。

同一所有者でございまして、平成 28 年度に遊休農地に認定されております。

12 月 28 日に農地中間管理事業を利用したいとの回答がございましたので、1 月 20 日付けで機構へ通知いたしております。引き続き指導を続けてまいります。

次に 29 番から 51 番でございます。

いずれも平成 28 年度認定の遊休農地で、これらは所有者が既に亡くなられており、過去に所有者の娘さんと連絡をとったところ、相続人全員が相続放棄をしているとのことでした。

平成 28 年度に所有者を確認する為の公示を行いましたが、申し出がなく所有者を確認できなかったため、農地中間管理機構へ通知を行なっております。

機構からは利用権の設定について、県への裁定を申請しない旨の回答がございました。

現在、指導する所有者も確認できず、中間管理機構も利用権を設定しないとの回答ですので、解決が困難な状況となっております。農地法上行うべき手続きは行いましたが、今後もどういった方法で解決していくかを検討してまいりたいと考えております。

議長（会長）

次に、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1 から 3-10 までの 10 筆が、令和 2 年 11 月総会に遊休農地の認定を受けた農地でございます。今年度新たに遊休農地の認定を受けた農地はございません。令和 3 年 2 月 9 日にすべての農地を現地確認しております。

なお、「利用状況調査書」につきましては、令和 2 年 11 月 30 日付けで送付しております。

まず、3-1 ですが、令和 2 年 6 月に農地バンク登録申請書を提出されておりますが、未だ貸付には至っておりません。令和 2 年 12 月 15 日付けにて「農地中間管理事業を利用する」旨の回答を文書でいただきました。現地を確認したところ、雑草が刈られておりましたが、耕起、作付けはされていませんでした。引き続き耕作状況を監視してまいります。

次に、3-2 ですが、令和 2 年 5 月に農地バンク登録申請書を提出されておりますが、未だ貸付には至っておりません。令和 3 年 1 月 15 日付けにて「権利の設定・移転を行う」旨の回答を文書でいただきました。現地を確認いたしました。雑草が繁茂しており、耕起、作付けはされておらず、改善は確認できておりません。引き続き耕作状況を監視してまいります。

次に 3-3 ですが、令和 2 年 12 月 10 日付けにて「その他」の

旨の回答を文書でいただきました。当該地については、令和2年9月総会においてお認めいただいたとおり、令和2年11月1日より3年間利用権が設定されております。現地を確認したところ、ブルーベリーの木が植え付けられており、良好に管理されておりました。

次に3-4ですが、令和3年1月4日に現地確認したところ、雑草が刈られておりましたが、耕起、作付けはされておりませんでした。

令和3年1月6日に自宅を訪問し、所有者次男へ農地管理指導を行いました。

状況をお伺いしましたところ「農地管理をしているが、足が悪く農作業をすることはできない。」という申し出がございました。それを受けて、農地バンク制度というものを説明しましたところ、貸すことでトラブルに巻き込まれるのではないかと不安感を抱いているということでした。引き続き適正な農地管理をするように指導いたしました。

2月12日に農地管理に関する意思確認を行うため、再度自宅訪問するも不在であり、電話連絡してほしい旨のメモを投函しました。

引き続き農地管理の意思確認をするとともに耕作状況を監視してまいります。

次に3-5ですが、現地確認したところ、雑草が繁茂しておりました。

令和3年1月6日に自宅を訪問し、農地の利用状況確認を所有者に行ったところ、福島二丁目の1区画の農地を障害者福祉施設が借り受けるという話が地元であるとのことでした。

多くの地元の農家は、農地を貸し出すことに賛成しておりますが、一人の農家が農地の経営面積が減少することに抵抗があることから反対しているため、話が保留中になっております。そのため、説得中であるとのことでした。計画では、福島の二丁

目の1区画の農地を障害者福祉施設へ貸し出し、遊休農地である福島三丁目の1筆の農地を反対者へ貸し出すことで、当該地の適正な管理につなげたいとのことです。

引き続き農地の貸し出しについて確認するとともに耕作状況を監視してまいります。

次に3-6ですが令和3年1月5日に「農地中間管理事業を利用する」旨の回答を文書にていただきました。現地を確認したところ、雑草が刈られておりましたが、耕起、作付けはされていませんでした。引き続き耕作状況を監視してまいります。

次に、3-7ですが、現地を確認したところ、除草と一部の樹木について伐採されておりますが耕起、作付けはされていませんでした。

以前から指導を繰り返しておりますが、所有者は中川農政課に耳を傾けないため、令和2年10月にケアマネジメントセンター立ち合いのもと、所有者へ農地管理指導させてほしい旨の連絡をケアマネジメントセンターへしたところ、所有者は現在入院中であり、退院したら連絡をいただけるということでした。令和3年1月19日及び2月12日に改めてケアマネジメントセンターへ連絡したところ、まだ入院中であるとのことでした。

今後も、耕作状況について監視するとともに、ケアマネジメントセンターを通じて指導してまいります。

次に3-8ですが、令和2年12月11日付けにて「農地中間管理事業を利用する」旨の回答を文書でいただきました。現地を確認したところ、雑草が繁茂しておりました。引き続き耕作状況を監視してまいります。

次に3-9ですが、令和2年12月総会にて農地法第5条許可がおり資材置き場としての転用が認められております。現地を

確認したところ、資材置き場として利用されておりました。

最後に 3-10 ですが、令和 2 年 12 月 15 日付けにて「農地中間管理事業を利用する」旨の回答を文書でいただきました。現地を確認したところ、雑草が繁茂しておりました。引き続き耕作状況を監視してまいります。

以上でございます。

議長（会長）

次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

番号 4-1 から 4-33 の 33 筆について、令和 2 年 11 月 26 日付けで、発送した意向調査の結果を報告いたします。

港区の遊休農地は、すべて、市街化調整区域内の、農業振興区域です。

4-1、4-2、4-16 から 4-21 の 8 筆は、同一所有者の農地です。除草を行う畑もありますが、十分でなく、肥培管理もなされていません。

今回は、「未回答」でした。本人は、最近お亡くなりになったとの話を受けています。その後、相続人から今後この 8 筆についてのご相談を受けておりますけれども、遠隔地のため、なかなか肥培管理ができないということで、対応について粘り強く説得をしていきたいと考えております。

次に、4-3 及び 4-4 についてですが、元は同じ所有者からの相続で、それぞれの方が農地を取得したものです。

4-3 の所有者は、ご高齢でご病気があり、回答は「農地中間管理事業を利用する」でしたが、中間管理機構に引き受けを拒否されております。

次に、4-4の所有者は、「未回答」でした。除草はされず、肥培管理もなされていない状況です。

次に、4-5についてですが、「農業上の利用を行う意思がない」というご回答でした。年に一回は除草されますが、肥培管理はなされていない状況です。

次に4-6は、「農地中間管理事業を利用する」でした。相続で入手した農地ですが、すでに樹林地化しています。以前から、隣地の畑の所有者が購入を希望しており、農協の不動産部門が中間に入り調整を図っている状況です。

次に4-7、4-8は、相続登記がされていない農地で、相続代表者に手紙を出しましたが「未回答」でした。以前は、相続し転売するとの話もありましたが、実現しておりません。

次に4-9は、「自ら権利の移転又は設定をする」との回答でした。年に一回は除草されますが、進捗がありません。

次に4-10は、「自ら権利の移転又は設定をする」で、昨年度も、同様でした。進捗はございません。

次に4-11、4-12、4-13は、相続登記がされていない農地で、相続代表者に手紙を出しましたが「未回答」でした。3種の農地で、相続手続きを行い、転売するとの話もありましたが、実現していません。

次に4-14は、「農地中間管理事業を利用する」でしたが、畑であることもあり、引き受けは困難だと思われます。除草もされておりません。

次に4-15は、「未回答」でした。共有者の一人はすでに死亡

していますが、相続手続きはなされていません。植木が植栽されており、除草管理もされていません。

次に 4-22 は、「未回答」でした。隣接する農地と所有権の交換を行うとの話もありますが、進捗がありません。

次に 4-23 は、「未回答」でした。ここ数年、管理がされていない畑です。

次に 4-24 は、「自ら権利の移転又は設定をする」との回答でした。伐根や除草が行われ、一部作付けされていました。

次に 4-25、4-26 につきましては、「農地中間管理事業を利用する」でした。田で、なにも管理がなされていない状況です。引き続き指導をしていきたいと考えています。

次に 4-27 です。「自ら耕作する」との回答でした。ごく、一部の部分に作付けされていた時もありましたが、大部分は雑草が繁茂している状況です。

次に、4-28 の農地ですが、「農地中間管理事業を利用する」との回答でした。畑であることもあり、引き受けは困難だと思われる。

次からは、今年度新たに遊休農地に指定された農地です。

まずは、4-29、4-30 につきましては、「農地中間管理事業を利用する」でした。田で、なにも管理がなされていない状況です。

次に 4-31 です。「自ら耕作する」との回答でした。相続登記がされていない農地で、大部分は雑草が繁茂している状況です。

次に 4-32 です。「未回答」でした。除草されていた時もありましたが、大部分は雑草が繁茂している状況です。

最後に、4-33 の農地ですが、「自ら耕作する」との回答でした。一部畑で耕作されていますが、一部果樹があり、除草管理がされていません。

以上の状況となっており、今後、該当するすべての農地について、所有者、相続人に対し粘り強く指導を継続してまいります。報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

農政係長

一つめは、皆様には書面等々でご通知をしていますが、農業委員会の意見書の追加意見について、本日が締切となっております。追加意見のある方で、まだご提出されていない方は、事務局にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

二つめは、活動記録についてですが、年度末締めで 4 月早々に県に報告する必要がありますので、2 月分、3 月分の活動記録を 3 月 22 日までに、地区農政課ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和3年第2回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後3時16分）